

## 包括再担保契約に基づく担保同意書

私は、貴社に預け入れている信用取引保証金代用有価証券について、下記の要件を全て満たす場合に、貴社が証券金融会社又は金融商品取引業等に関する内閣府令第140条に規定する母店金融商品取引業者等に混同担保として提供することに同意します。

### 記

1. 貴社が混同担保として提供できる有価証券は、私が貴社に預託する全ての信用取引保証金代用有価証券とすること。
2. 貴社は、1.で指定した有価証券について預託を受けた後、担保に提供するまでの間に、私に対し、包括再担保契約により包括的な同意を得ていて旨確認すること。
3. 2.で確認をした有価証券を、同契約に基づき担保として提供しようとするときは、当該担保として提供しようとする有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額に関する事項を記載した「信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」を「取引残高報告書」と併せて私に送付すること、又は当該事項を電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号ニに掲げる方法を除く。）により私に提供すること。
4. 貴社は、私の申し出により、同契約の解約に応じること。
5. 貴社は、同契約の解約に応じた場合、同時に本信用取引口座を閉鎖すること。

以上

平成30年3月5日 制定